

平成18年1月20日

基安安発第0120001号

基安労発第0120001号

日本郵政公社厚生労働部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安全課長

労働衛生課長

労働者死傷病報告の提出について

標記については、労働安全衛生法第100条第1項及び労働安全衛生規則第97条の規定に基づき、事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされているところであり、労働災害防止対策の一層の推進を図るためには、本報告の徹底が必要である。

貴公社におかれても、労働者死傷病報告書の提出状況について、労働災害の発生状況等と労働者死傷病報告書の提出状況を比較等することにより、その提出状況の点検を行うとともに、未提出の事案が把握された場合には、速やかに所轄労働基準監督署長に提出するようお願いする。

また、点検の結果、労働者死傷病報告書が未提出の事案が把握された場合は、貴公社の各事業場に対して、改めて、労働者死傷病報告書の提出の徹底を図るため、本報告制度の周知徹底等の指導を行うようお願いする。

なお、点検結果、指導状況については、平成18年2月末日までに、別添により報告をお願いする。

1 点検結果（都道府県別及び全国集計）

○平成15年（4月～12月）

①休業4日以上

労働者死傷病報告の対象となる対象労働者数 () 人

上記のうち労働者死傷病報告書を提出した対象報告数 () 人

②休業4日未満

労働者死傷病報告の対象となる対象労働者数 () 人

上記のうち労働者死傷病報告書を提出した対象報告数 () 人

○平成16年（1月～12月）

①休業4日以上

労働者死傷病報告の対象となる対象労働者数 () 人

上記のうち労働者死傷病報告書を提出した対象報告数 () 人

②休業4日未満

労働者死傷病報告の対象となる対象労働者数 () 人

上記のうち労働者死傷病報告書を提出した対象報告数 () 人

○平成17年（1月～12月）

①休業4日以上

労働者死傷病報告の対象となる対象労働者数 () 人

上記のうち労働者死傷病報告書を提出した対象報告数 () 人

②休業4日未満

労働者死傷病報告の対象となる対象労働者数 () 人

上記のうち労働者死傷病報告書を提出した対象報告数 () 人

（※）年度ごとの公務災害の認定件数について、災害の発生した時期ごと（平成15年（4月～12月）、平成16年、平成17年）及び休業の程度の別ごと（休業4日以上、休業4日未満の休業、不休）に分類した内訳を添付すること。

2 指導状況（通達等があれば添付して下さい。）

（※）平成18年1月末現在の状況を記入すること。